

ハラスメント研修資料

令和元年 月 日
某地区剣道連盟

昨今、ハラスメント等に関してマスコミ等で数々の事案が取り上げられており、その認識や重要性等について正しく理解し行動することが求められております。

特に、各種スポーツ団体等はその事例が起き易い環境にあることから注意が必要です。

当連盟に関しても過日、東剣連に倣い「加盟団体における倫理に関するガイドライン」を策定し、現在、それに伴う「倫理規定」等の策定に着手しているところであります。しかしながら、いつ何時起きうるかもしれず事は急を要する為、連盟では理事会、審判講習会等でハラスメント研修の時間を設けることと致しました。

会員各位におかれましては、まずはハラスメントに関する正しい理解をすると共に、日々の剣道指導において細心の注意を払うようお願い申し上げます。

1. セクシシャルハラスメントとは・・・

相手の意に反する性的な言動・行動等により相手が不快な思いし、その結果、不利益を与え、または相手の剣道活動等を害することをいいます。

性的な言動・行動とは以下のようなものが考えられます。

- ✓性的な言動：性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流す、性的冗談、からかい、食事、デート等の執拗な誘い、個人的な性的体験談を話す、等
- ✓性的な行動：必要なく身体に触る、わいせつな図画を配布・提示する、強制わいせつ・強姦行為、等

【具体的事例】

- ・剣道指導上、必要以外に身体に触れる
- ・「彼氏（彼女）出来たか？」等の発言
- ・指導員間等で卑猥な会話を周囲に聞こえるように話す
- ・容姿やからだのサイズ等を聞く
- ・「おじさん」「あばさん」「じい」「ばあ」等と呼ぶ
- ・小さい子供を抱きかかえたり頭をなでたりする

*本人は意としていなくても相手がそれを感じるとセクハラとなる場合があるので充分注意が必要である。

*異性に対するものだけでなく、同姓でもセクハラは成立する。

(裏面に続く)

2. パワーハラスメントとは・・・

剣道活動において組織や先輩後輩、年齢等の優位性（上の者から下の者に対してのみならず、同僚間、あるいは下の者から上の者に対する様々な背景で行われるものを含む）を背景に指導等の適切な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与え剣道活動を悪化させる行為をいいます。

【具体的事例】

- ・ 公衆の面前で罵倒する
- ・ 「俺の言うことを聞かなければ選手に選ばないぞ」等の発言
- ・ 学歴をバカにする
- ・ 机や床をたたく、椅子を蹴飛ばす
- ・ 竹刀以外のもの（太鼓の鉢や木刀など）でたたく
- ・ 竹刀で防具のない部分をたたく
- ・ 通常の時での状況でない時に竹刀でたたく
- ・ 大声をだす、恫喝する
- ・ 挨拶されても無視したり稽古をお願いされても受けない
- ・ 飲み会でお酒を強要する
- ・ 飲み会等で使いつ走りにする

* 剣道の特性により各団体の指導員の先生は、会員である小・中学生等との間には師弟関係が確立されており、又、保護者も指導者である先生に対しそれに近い感覚をもっていることと思います。

しかし、パワーハラは当事者同士ではそう感じてなくても、第三者がその言動や行為を見聞きして不快と感ずることでパワーハラ行為となってしまうので注意が必要です。

* 昨今、携帯電話で写真や動画を撮影することや会話を録音する機能があり、それらを使用して動画配信サイトなど SNS で動画を流布し、または誹謗中傷などの書き込み等が不特定多数の者に拡散する恐れがあるので特に注意が必要です。